

桐生市議会 業務継続計画 (議会 BCP)

令和2年11月1日 運用開始

目 次

1	議会 BCP 策定の背景	P.2
2	議会 BCP の目的	P.3
3	基本方針	P.4
4	議会 BCP の発動	P.5
5	災害時の組織体制	P.6
6	各組織の活動及び議員の行動基準	P.8
7	災害発生時における連絡体制	P.14
8	議会の防災訓練	P.16
9	業務継続のための課題	P.16
10	計画の運用	P.17

1 議会 BCP 策定の背景

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、東北各地に甚大な被害をもたらした。被災地域の地方議会では、当時、補正予算を含む多くの専決処分が行われ、議会機能を十分に発揮することができない状況が相次いだ。

震災発生時、本市においては平成 23 年第 1 回定例会の会期中であったが、会議日程外であったため議事堂内での混乱は免れ、また、執行部より震災に係る補正予算案等が急遽上程された際も専決処分とせず適正に議案審査を行うことができた。しかしながら、電力不足による計画停電によって一般質問の中止を余儀なくされるなど、災害時の議会運営がいかに困難であるかを身をもって知ることとなった。

また、震災に限らず、台風や豪雨、大規模な山火事などの災害に対し、これまで市議会として行動基準が整備されていなかったため、それぞれの議員が各々の判断で行動してしまうなどの問題も抱えていた。

このため、桐生市議会では平成 28 年 10 月に「桐生市議会災害対応指針」を定め、災害時の議員の行動基準を明確にしたほか、同年 12 月に「桐生市議会基本条例」に議会の災害対応を追加するなど、災害時における議会の体制強化に努めた。

こうして桐生市議会における災害対応についての基盤が整備されたが、昨今、甚大な被害をもたらす異常気象や新型コロナウイルスの蔓延など、想定を超える災害が頻発するなか、議会の権能における責務を継続して果たすため、議会独自の業務継続計画（BCP）を策定することが必要とされている。

2 議会 BCP の目的

桐生市議会業務継続計画（以下「議会 BCP」という。）は、桐生市議会が災害時において、議会として「市民の生命、財産及び生活」を守ることに資するため、多様な市民ニーズの迅速な反映をするとともに、桐生市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を議会として支援できるように、議会及び議員の対応及び行動基準並びに災害時対応に必要な組織体制等を定め、災害時における議会機能の維持・継続を目的とする。

3 基本方針

① 議会機能の早期回復

議会は、議事・議決機関として、市の団体意志を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックすること、また、住民代表機関として市民ニーズの反映すること等、重要な議会機能の早期回復を目指す。

② 議員の行動指針

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時、特に災害初動時にあっては、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識しながら、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

③ 市との相互連携

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは行政の防災関係課である。議会は議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期において、市では職員が災害情報の収集や応急対応業務に奔走し、混乱上にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機構と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連絡体制を備え災害対応に当たる必要がある。

4 議会 BCP の発動

議会 BCP は災害時に議長の宣言によって発動するものとし、議会 BCP が発動された場合、議長は速やかに全議員へ周知するものとする。

なお、想定する災害は、次表のとおりである。

表1 想定する災害

種 別	基 準
震 災	<ul style="list-style-type: none">・市内において震度 6 弱以上の著しく甚大な地震が発生した場合・市内において震度 5 弱以上の地震が発生し、市内に大規模な被害が生じた場合、又は生じる恐れがある場合・震度にかかわらず、市内において地震による大規模な被害が生じた場合又は生じるおそれがある場合
風水害	<ul style="list-style-type: none">・台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合
感染症	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症が蔓延した場合、又はそのおそれがある場合
その他	<ul style="list-style-type: none">・自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合

5 災害時の組織体制

(1) 桐生市議会災害対策支援本部の設置

議長は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市が災害対策本部を設置した場合、桐生市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置することができる。なお、支援本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、桐生市議会議事堂内に設置するものとする。但し、災害等により桐生市議会議事堂が使用できない場合は、その代替施設内に設置する。

また、議長は、支援本部を設置したときは、議員及び災害対策本部に対して、その旨を報告するものとする。

(2) 支援本部の任務

- 災害対策本部からの災害情報の報告を受け、議員に情報提供を行う。
- 議員から災害情報を収集した場合は、それを整理し、災害対策本部に提供する。
- 本部長が必要と認める場合において、国、県、市等への要望について協議する。
- 災害対策本部から緊急の判断を求められた場合は、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとし、その後、本部員に報告する。
- 支援本部の活動記録を可能な限り作成する。
- その他、本部長が必要と認める事項に関する業務を行う。

(3) 支援本部の構成

構成員	役職	役割
議長	本部長	支援本部の事務を統括し、本部員を指揮監督する。
副議長	副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
会派代表者	本部員	本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部長の命を受け、次の常務に従事する。 ①議会の機能維持のための資源確保（人的、情報通信、議場等）に関すること。 ・支援本部の運営 ・議員の参集 ・情報収集・伝達手段の確保 ・代替場所の選定 ②議員と災害対策本部との連絡調整に関すること ・災害情報の収集・一元化 ・市本部への情報提供 ・市からの情報を議員に伝達 ・市の災害対策本部等との連携に関すること ③その他、災害対応に必要と考えられること

(4) 支援本部の廃止

議長は、市が設置した災害対策本部が廃止された場合は、支援本部を廃止することができる。

6 各組織の活動及び議員の行動基準

平 時

(1) 議会の役割

- ① 議員との連絡手段（メール、FAX等）を確保しておく。
- ② 災害時に備え、日頃から緊急連絡や行動計画の訓練に努める。
- ③ 災害時に議員が参集できない場合を想定し、常任委員会等のオンライン会議の開催について研究及び準備を進める。

(2) 議員の役割

- ① 日頃から地域の消防団及び自主防災会等と連携をとり、災害対策を把握しておく。
- ② 日頃から自身と家族の安否確認等の手段（メール、FAX等）を確保しておく。
- ③ 議員の役割と地域の消防団及び自主防災会等の活動は、災害時に競合すると予想されることから、原則として議員は一構成員である団員にとどめ、消防団の団長、分団長、自主防災会の会長等の役職には就任しないよう努める。

※ 議会事務局職員は、災害発生時には桐生市 BCP に則り、災害対策本部の一員として活動する。

災害初動期

(1) 議会の役割

- ① 議長は、災害発生時において議会 BCP の発動について判断し、発動した場合は議員に対し、その旨の報告と安否確認を行う。
- ② 議長は、市に災害対策本部が設置された場合、市と連絡を取り、災害状況の把握を行うとともに、災害対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行うため、支援本部を設置することができる。
- ③ 議長は、支援本部を設置した場合、議員及び災害対策本部に対し、その旨を報告する。
- ④ 議会は、議会 BCP に則り、優先度の高い業務から順に継続・復旧させる。(P12. 桐生市議会優先継続業務一覧を参照)

(2) 支援本部の役割

- ① 災害対策本部から緊急の判断を求められた場合は、本部長及び副本部長が協議の上、対処するものとし、その後、本部員に報告する。
- ② 支援本部の活動記録は、可能な限り作成する。

(3) 議員の基本的行動と役割

- ① 災害時には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行う。
- ② 議長からの安否確認に迅速に対応できるよう通信手段を確保する。

災害対応期

(1) 支援本部の役割

- ① 本部長（議長）は、支援本部に副本部長（副議長）及び本部員（各会派代表者）を招集することができる。
- ② 災害対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策本部に提供する。
- ③ 災害対策本部の活動状況に配慮した上で、必要に応じ、災害対策本部に被災・復旧状況及び今後の災害対応について説明を求め、情報を収集する。
- ④ 災害対策本部からの情報を議員に提供する。
- ⑤ 今後の取り組みや日程等について検討を始める。
- ⑥ 本会議・委員会等の開催に備え、事務局と連携し、開催場所の確保や当局との調整等を行う。
- ⑦ 本部長（議長）が必要と認める場合において、国、県、市等への要望について協議する。

(2) 議員の役割

- ① 副本部長（副議長）及び本部員（各会派代表者）は、本部長（議長）より支援本部へ招集があった場合、速やかに参集する。
- ② 議員は、地域の被災状況や要望等の情報を得た場合、支援本部に報告する。
- ③ 議員は、本会議・委員会等の開催に備え、参集できる体制を整える。

災害復旧期

(1) 議会の役割

- ① 本会議・委員会等が開催される場合は、議長は必要に応じ、議会運営委員会を開催し、会議の日程や運営方法を協議する。
- ② 本会議・委員会等が開催される場合は、災害復旧期であることを念頭に置き、災害対策及び必要経費等を速やかに審議する。
- ③ 迅速な復旧・復興の実現に向け支援本部で検討・調整した内容について、国・県その他の関係機関に対し、議長が必要と認める場合、要望書及び意見書等の提出を行う。
- ④ 災害状況の収束及び安定が確認された場合、通常の議会運営を再開するための協議を行う。

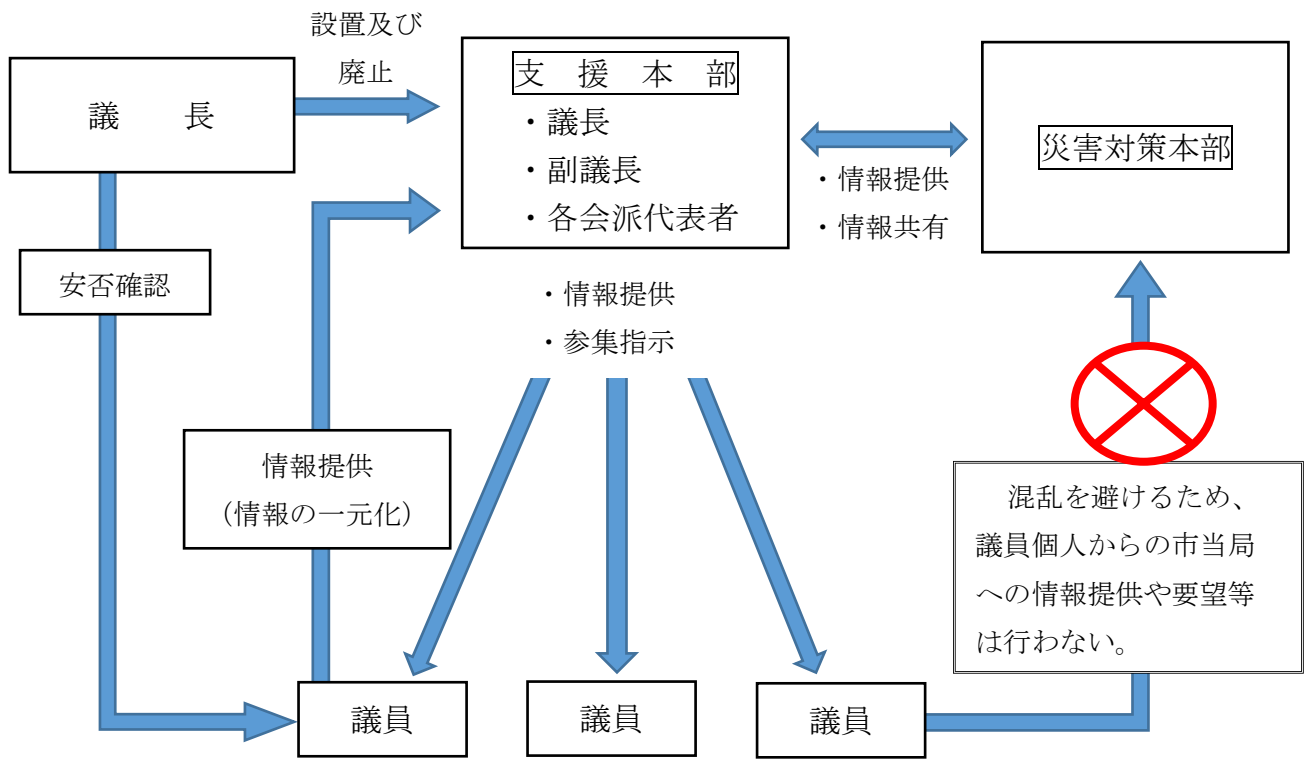
(2) 支援本部の役割

災害対策本部が解散した場合、本部長（議長）は、支援本部を解散させることができる。

(3) 議員の役割

- ① 議員は、議長より招集があった場合は速やかに参集し、必要な議案審議を行う。
- ② 議員は、国・県・市その他の機関へ要望等を行うにあたり、議長が必要と認める場合、被災地や避難所の調査を行うことができる。
- ③ 議員は、災害状況の収束及び安定が確認された場合、通常の議会活動及び議員活動を再開できるよう、準備を進める。

【支援本部設置から廃止までの期間における各組織の連携イメージ】



※議員は地域の一員として活動する中で、市が拾いきれない地域の災害情報や要望を得た場合は、支援本部に報告し、情報を一元化する。

【桐生市議会 優先継続業務一覧】

業務番号	業務名	優先度	業務開始目標時間・実施期間											
			3時間	6時間	12時間	1日	2日	3日	4日	5日	7日	10日	14日	1ヶ月
1	災害対策支援本部に関わること	A	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
2	議員の参集に関わること	A	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
3	住民要望に関わること	B				→	→	→	→	→	→	→	→	
4	情報収集に関わること	B				→	→	→	→	→	→	→	→	
5	情報発信に関わること	C						→	→	→	→	→	→	
6	本会議に関わること	D									→	→	→	
7	常任委員会に関わること	D									→	→	→	
8	特別委員会に関わること	D									→	→	→	
9	議会運営委員会に関わること	D									→	→	→	
10	各派代表者会議に関わること	D									→	→	→	
11	全員協議会に関わること	D									→	→	→	
12	その他の会議に関わること	D									→	→	→	
13	国・県等への要望活動に関わること	E										→	→	
14	行政視察に関わること	E										→	→	
15	政務活動費に関わること	E										→	→	